破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１５２号
函館市北美原１丁目16番15号
債務者　池田　一行
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１６０号
北海道北斗市本町２丁目11番14号
債務者　成田やえ子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６号
愛知県西尾市丁田町杢左61番地　サンリバー101号室
債務者　附柴　照子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
愛知県豊田市本新町９丁目105番地
債務者　鈴村　浩子（旧姓寺島）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
愛知県豊田市本新町９丁目105番地
債務者　鈴村　孝宜（旧姓寺島）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
埼玉県春日部市中央６丁目４番地７　コーポ福江103号、旧住所埼玉県春日部市大枝467番地　近野方
債務者　竹田眞奈美
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
埼玉県八潮市大字木曽根1064番地７
債務者　佐藤　晴恵
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
埼玉県草加市吉町２丁目１番41―307号、旧住所埼玉県草加市西町622番地　小谷草加ハイツ103号
債務者　畑　　秀健
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２６８号
埼玉県草加市氷川町2179番地30　ソレイユⅢ―302号
債務者　立原　敏男
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２８２号
埼玉県三郷市早稲田２丁目６番地６　メゾンドベール早稲田508号
債務者　廣瀬　　勉
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
新潟県長岡市川口相川1955番地
債務者　鈴木　玲子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
福岡県行橋市行事３丁目14番６号　コーポ北段201号
債務者　松田　　学
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４７９号
横浜市青葉区しらとり台57番地15　ライオンズマンション田奈106
債務者　高嶋江里子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３７号
横浜市港南区上永谷２丁目22番17―308号
債務者　緒方　正明
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５７号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡９―804
債務者　山口　清子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６号
岩手県久慈市二十八日町１丁目13番地
債務者　山田千鶴子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月７日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第８５６号
横浜市戸塚区上品濃16番１―430号
債務者　高橋　哉子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部